

上尾市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月7日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第40号

上尾市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給規則の一部を改正する規則

上尾市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給規則（平成20年上尾市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「並びに政令附則第5条及び第6条」を削る。

第2条第1項第3号中「1年」を「6月」に改める。

第4条第1項各号中「12月」の次に「（その期間が12月未満であるときは、当該期間）」を加える。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。